

令和6年度  
第1回高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議

# 療養・就労両立支援について

高次脳機能障害リハビリテーション医療の立場から

国立障害者リハビリテーションセンター  
高次脳機能障害情報・支援センター長 浦上裕子

## 事業場における治療と仕事の 両立支援のためのガイドライン

令和6年3月版  
厚生労働省

# 治療と仕事（職業生活）の両立

病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと就労を続けられることである。

労働者  
(患者)

疾病により支援が必要な労働者（患者）自身に就労意欲があり、本人の事業所への申し出から始まる。勤務情報提供書の活用。

主治医  
(医療機関)

主治医意見書を提出する。  
医療機関によっては両立支援コーディネーターが必要な情報を収集する。

事業所  
(産業医)

主治医の情報を産業医・産業保健スタッフに提供し  
就労継続の可否、就業上の措置・治療に対する配慮意見をまとめる。

診療報酬

療養・就労両立支援料

# 療養・就労両立支援

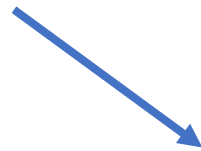
## ・ 治療と仕事の両立

療養・就労両立支援指導料の対象となる疾患

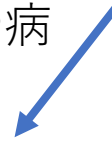
### 疾患の治療

悪性腫瘍・肝疾患・脳卒中・指定難病・心疾患・糖尿病など

脳腫瘍



もやもや病



低酸素脳症

高次脳機能障害に対するリハビリテーション治療

疾患の治療と仕事の両立のみならず、障害も含めた両立が必要

## ・ 医療と職場の連携

- ・ 主治医は職場環境や詳細がわからず、職場側は疾病性を理解できない。
- ・ 業務内容、作業・職場環境、安全衛生要因と病状との関連性、職場側の復帰への懸念などの情報を治療（医療）と就労（職場）の両フィールド間で情報交換を行い、相互補完をすることが必要である。

# ・ 診療報酬

## 療養・就労両立支援指導料

初回支援800点, 2~4回目 400点 (初回から3ヶ月以内月1回)

2022年度診療報酬改定

### 算定に必要な条件

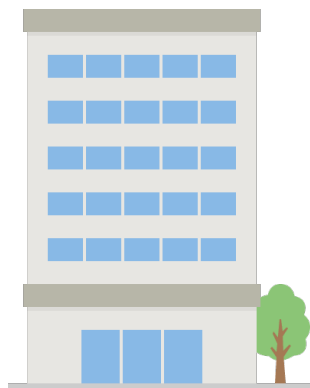
- ①傷病：腫瘍・脳卒中・慢性肝疾患・心疾患・若年性認知症または難病である
- ②事業所に産業医（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、保健師など）が配置されている。

### 算定の流れ

- ①患者と事業者が共同で勤務情報提供書を作成
- ②勤務情報提供書を主治医に提出
- ③患者に療養上必要な指導を実施
- ④主治医が企業に対して診療情報を提供する

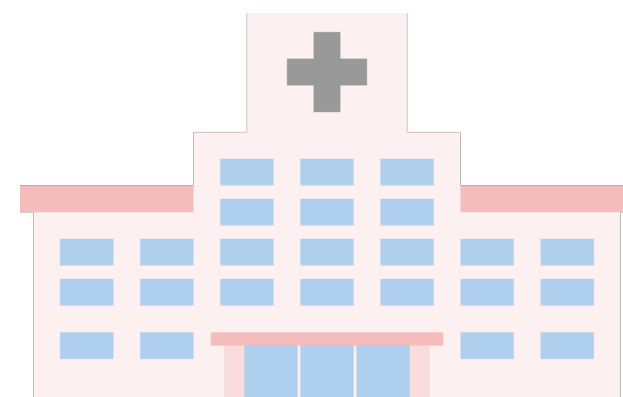
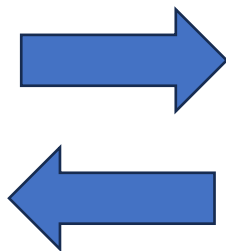
これらの条件を満たさない場合、診療報酬上は両立支援指導料は算定されず、通常の診断書料のみの算定となる。

①勤務情報提供書作成



事業所

②勤務情報提供書主治医へ提出



③病院：診察・リハビリテーション・指導

④ 診療情報提供（意見書）

受診



# 療養・就労両立支援指導の流れ

## 産業医

### 両立支援（産業医学）

対象：従業員

目的：職業復帰・適正配置

方法：両立支援



(事業者)  
産業医

## 主治医

### 復職支援（リハビリテーション医学）

対象：中途障害者

目的：職業復帰・適性配置

方法：①職業復帰支援  
②職業定着支援（両立支援）



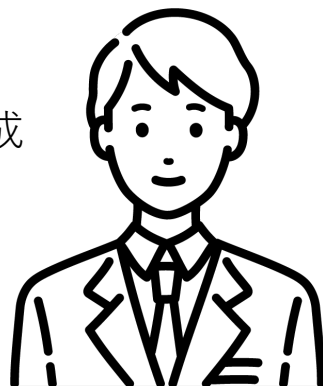
主治医

①勤務情報提供書を作成

②勤務情報提供書を主治医に渡す

③就労の状況を考慮して療養上の指導を実施

④患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を行う



患者

# 勤務情報提供書

事業所と本人が  
勤務内容を一緒に確認する

主治医：復職支援のリハビリ  
テーション計画をたて、療養・  
就労両立支援指導を行うための  
重要な情報

利用可能な制度の確認

傷病休暇  
短時間勤務  
テレワーク  
試し出勤

表1		勤務情報を主治医に提供する際の様式例			
(主治医所属・氏名) 先生					
今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見を いただくための従業員の勤務に関する情報です。					
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。					
従業員氏名		生年月日	年	月	日
住所					
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など				
職務内容	(作業場所・作業内容)				
	}				
	<input type="checkbox"/> 体を使う作業 (重作業)	<input type="checkbox"/> 体を使う作業 (軽作業)	<input type="checkbox"/> 長時間立位		
	<input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業	<input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業	<input type="checkbox"/> 高所作業		
	<input type="checkbox"/> 車の運転	<input type="checkbox"/> 機械の運転・操作	<input type="checkbox"/> 対人業務		
	<input type="checkbox"/> 遠隔地出張 (国内)	<input type="checkbox"/> 海外出張	<input type="checkbox"/> 単身赴任		
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常昼勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間。週 日間。)				
	(時間外・休日労働の状況: )				
	(国内・海外出張の状況: )				
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 (着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関 (着座不可能)				
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	通勤時間: ( ) 分				
休業可能期間	年 月 日まで ( 日間)				
	(給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 傷病手当金 ●% )				
有給休暇日数	残 日間				
その他					
特記事項					
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度				
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務 (テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
上記内容を確認しました。					
令和	年	月	日	(本人署名)	
令和	年	月	日	(会社名)	

職務内容の確認  
車の運転  
危険を伴う仕事  
機械操作  
対人業務 接客  
電話対応  
出張など

# 主治医意見書

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

## 医療機関が配慮すること

- ・見通しが立っている情報のみ記載
- ・不確定な予定はいつ頃めどが立つかの予測を記入する。  
(治療効果、業務制限など)
- ・複数科受診の場合、他科受診の頻度も考慮する。
- ・勤務情報提供書で事業者や労働者から相談のあった事項を中心に記載する。

## 事業者（産業医）が確認するポイント

- ・主治医意見書をもとに産業医の意見も勘案しつつ労働者と十分話し合ったうえで、事業者が就業上の措置や配慮事項を決定する。
- ・通院のスケジュール、時間帯を確認する

## 措置期間

就業上の措置や配慮事項の見直しや次の主治医意見書の取得のタイミングの目安

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					

復職に関する意見	<input type="checkbox"/> 復職可 <input type="checkbox"/> 条件付き可 <input type="checkbox"/> 現時点で不可(休業：～ 年 月 日) 意見
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
上記の措置期間	年 月 日 ~ 年 月 日

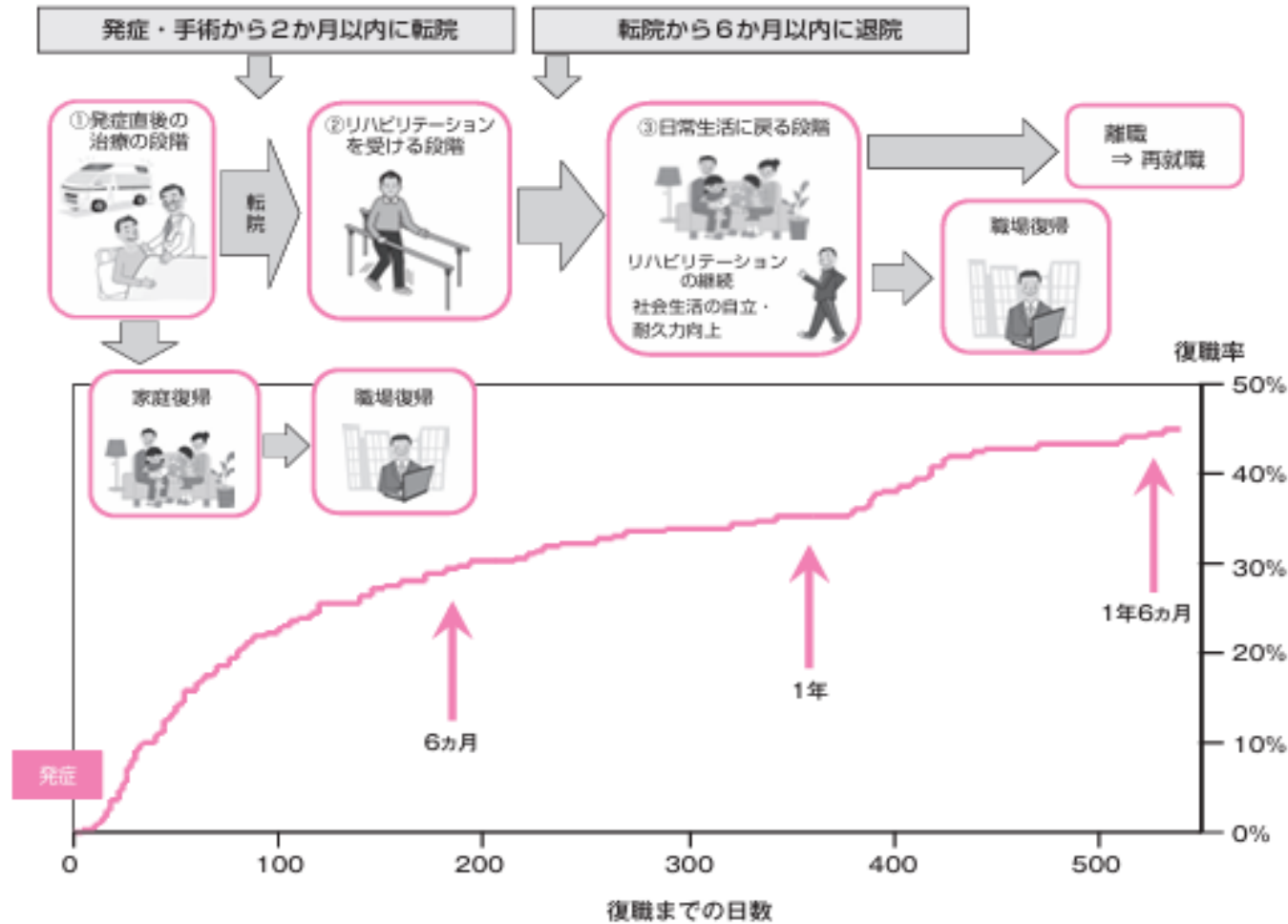
上記内容を確認しました。  
令和 年 月 日 (本人署名) \_\_\_\_\_

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。  
令和 年 月 日 (主治医署名) \_\_\_\_\_

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

# 脳卒中の両立支援

<図3 脳卒中発症後の経過と復職率のイメージ>



- ・経過によって入院・通院する医療機関が変わることがある。労働者によっては治療の状況や必要な就業上の措置について情報提供を依頼する主治医や医療機関が変わる可能性がある。
- ・生活期においては職業リハビリテーションや障害福祉サービスとの連携を必要とする。

## リハビリテーション

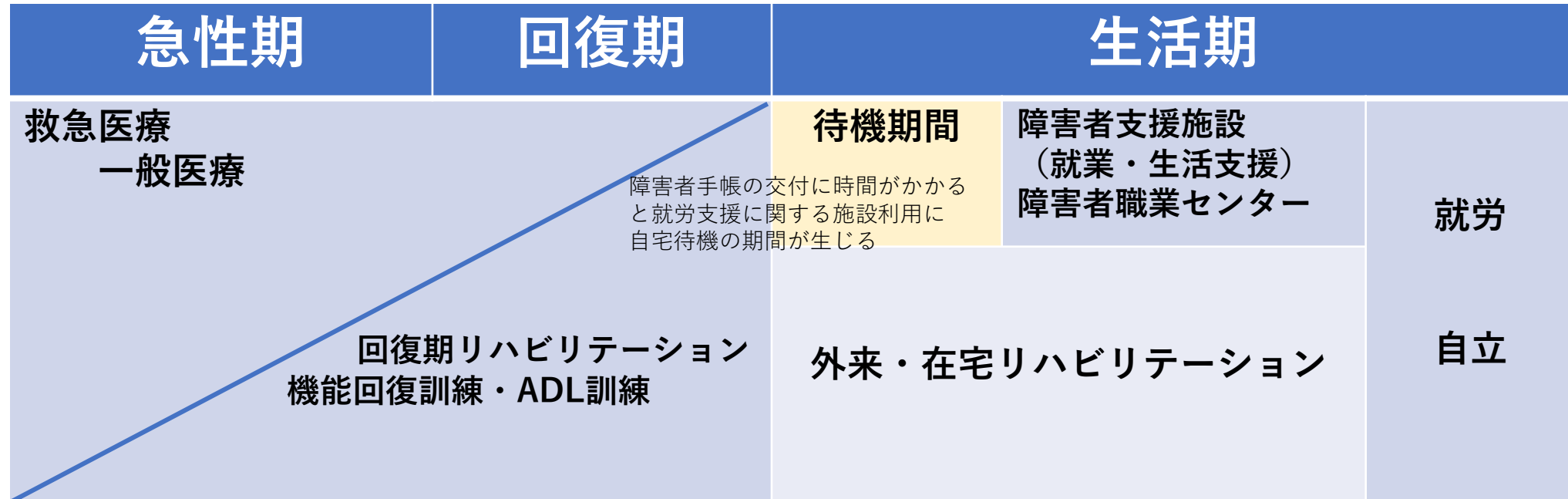
※2 我が国の医療制度では、脳血管疾患の患者がリハビリテーション専門の病院（病棟）に転院（転棟）する場合には、発症又は手術から2か月以内に転院（転棟）することと決められている。また、脳血管疾患の患者がリハビリテーション専門の病院（病棟）において入院可能な日数は最大150日～180日と決められている。

※平成28年度治療と職業生活の両立等支援対策事業 脳血管疾患作業部会において作成

急性期      回復期      生活期



# 脳卒中患者の両立支援に向けた流れ



医療保険

社会福祉制度/介護保険

障害者総合福祉法における両立支援に向けたサービス

訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援（A型,B型）

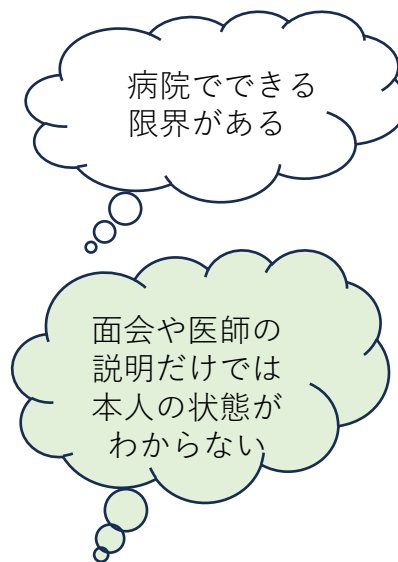
# 生活期の高次脳機能障害者への復職支援

## 一般就労中の就労系福祉サービスの利用

一般就労への移行や継続を柔軟に支援するため、一般就労中の障害者でも就労系障害福祉サービスを一時的に利用できる（令和6年4月1日施行）。

### 就労移行支援の利用と有効性

- ・ 病院の環境下では自身の変化について本人には認識しづらい。
- ・ 退院後の支援について周囲（家族・医療従事者）からイメージしづらい。
- ・ 就労移行支援の利用によって、自己理解の促進、補完方法の獲得、企業調整を行うことで、就職後の継続率が高くなる。

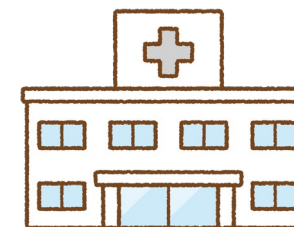
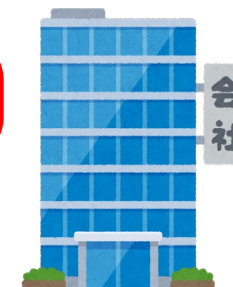


### 行政（役所）・事業所（職場）・医療（病院）の連携



利用調整

- ・ 復職目標で就労移行支援を利用
- ・ 本人の希望、主治医と企業の同意
- ・ 高次脳機能障害のある方の復職支援には、うつ病などを対象としたリワーク支援では限界がある。



就労移行支援スタッフ：医療連携・職場との連携